

日本心理劇学会 表彰規則

1 日本心理劇学会は、会員の研究発表の奨励、研究の質の向上、及び年次大会の活性化を目的として、年次大会オンリーワン賞及び年次大会継続発表賞を設ける。

2 名称は以下のように定める。

(1) 名称を日本心理劇学会年次大会オンリーワン賞（以下、オンリーワン賞）、および日本心理劇学会年次大会継続発表賞（以下、継続発表賞）とする。

3 選考対象を以下のように定める。

(1) オンリーワン賞の選考対象は、口頭発表及びワークショップ発表とし、学会企画のシンポジウム、ワークショップ、講演などは対象としない。

(2) 継続発表賞の選考対象は、口頭発表、ワークショップ発表、学会企画の発表（シンポジウム、ワークショップ、講演など）とする。

4 選考の手続きは以下のように定める。

(1) オンリーワン賞は、本規則の4の(3)(4)(5)で定める方法で選んだ日本心理劇学会会員の評価に基づき、当該年度の年次大会の口頭発表及びワークショップ発表座長が決定し、大会長に報告する。

(2) 継続発表賞は、本規則の4の(6)(7)(8)で定める方法で選んだ日本心理劇学会会員の評価に基づき、常任理事会が決定する。

(3) オンリーワン賞は、当該年度の年次大会の口頭発表の発表者について、社会的意義のある発表であること、新規性・アイデアのある発表であること、論理の一貫性のある発表であること、の三つの視点から検討し、最も優れているところを顕彰する。また、ワークショップ発表の発表者の発表内容について、研究への情熱的な姿勢をもって実施されていること、楽しく親しみやすい視点から展開していること、芸術的または治療的な視点から実施されていること、の三つの視点から検討し、最も優れているところを顕彰する。

(4) オンリーワン賞では、4の(3)とは別に、論文化の可能な発表について顕彰することができる。

(5) オンリーワン賞は、当該年度の年次大会の口頭発表及びワークショップ発表の発表者のうち、表彰を希望する者に授与する。

(6) 継続発表賞は、本学会の正会員としての在籍年数が2年以上であること、本

学会の年次大会における口頭発表・ワークショップ発表・学会企画の発表の合計が2回以上であること、という条件を満たした者に授与する。

(7) 継続発表賞の発表の形式は、単独発表、連名発表を問わないが、筆頭発表者であることを条件とする。

(8) 継続発表賞の授与を希望する日本心理劇学会会員は、本学会指定の様式により研究助成委員会宛に自己申告を行う。

5 ある個人が、オンリーワン賞と継続発表賞を同時受賞することを妨げない。

6 顕彰方法については以下のように定める。

(1) オンリーワン賞の授賞者には、当該年度の年次大会の全体集会において、当該年度の年次大会の大会長が表彰を行う。

(2) 継続発表賞の授賞者には、当該年度の年次大会の全体集会において理事長が表彰を行う。

(3) オンリーワン賞及び継続発表賞の授賞者には、賞状を贈呈する。

8 本規則の改正は、常任理事会の承認を得るものとする。

附 則 1 本規則は、令和5年12月17日より施行する。